

仙台市選挙管理委員会告示第五号

仙台市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年七月二十三日

仙台市選挙管理委員会

委員長 鈴木 繁 雄

仙台市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

仙台市公職選挙執行規程（平成二年仙台市選挙管理委員会告示第二十号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（候補者の承諾を得たことを証すべき書面等） 第百十三条 法第百八十条第四項、第百八十二条第一項及び第百八十三条第三項の候補者の承諾を得たことを証すべき書面及び推薦届出者の代表者たることを証すべき書面は、別記第百十六号様式及び第九十一号様式に準じて作成するものとする。 [新設]	（候補者の承諾を得たことを証すべき書面等） 第百十三条 法第百八十条第四項（法第百八十二条第一項又は第百八十三条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）の候補者の承諾を得たことを証すべき書面及び法第百八十二条第二項の候補者の承諾のあったことを証すべき書面は、別記第百十六号様式に準じて作成するものとする。 2 法第百八十条第四項の推薦届出者の代表者たることを証すべき書面は、別記第九十一号様式に準じて作成するものとする。

別記第百十七号様式を次のように改める。

第 117 号様式（第 115 条関係）

選挙運動費用収支報告書閲覧請求書

閲 覧 の 日 時		
閲覧に係る候補者		
閲 覧 者 ※請求者と異なる場合のみ記載	住 所	
	氏 名	

上記のとおり，選挙運動費用収支報告書の閲覧を請求します。

年 月 日

請求者 住所
氏名
(電話番号)

仙台市選挙管理委員会委員長 氏 名あて

附 則

この規程は、令和八年七月二十四日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙管理課)